

林業における地代理論

——いわゆる「二範疇林業」共存下の地代分析試論——

仙 田 久 仁 男

1. は し が き
2. 採取的林業と育成的林業との統一的把握，林業における差額地代
 - (ア) 優等地の意味，超過利潤のとらえ方
 - (イ) 二つの生産過程の「土地豊度の差異」への抽象
3. 育成的林業の生産期間長期性の問題，林業における絶対地代
4. その他の問題
5. む す び

1 は し が き

周知のように、マルクスは『資本論』第3部第46章において、本来的農業地代以外の地代として建築地地代、鉱山地代の二つを問題にしている。しかしながら、それらの言及は、そのことによってそれまで展開してきた地代研究に何か新しいものをつけ加えようということではない。そうではなくて、これらの地代もまた農業地代の理論の適用をもってその理解が可能になることをいわんがためである。差額地代についてマルクスは次のようにいっている。

「差額地代は、総じて地代の実存する所ならばどこでも生じ、またどこでも、農業的差額地代と同じ諸法則に従う。自然諸力が独占されうるものであり、それを充用する産業家に超過利潤を保証するばあいには、それが落流であれ、豊かな鉱山であれ、魚の多い水域であれ、位置のよい建築地であれ、どこでも、地球の一部分にたいする自分の名義によってこれらの自然対象の所有者だと極印されている者が、機能資本から、この超過利潤を地代の形態

で横取りする。¹⁾」

鉱山地代の方からとりあげると、まことにこれに対しては農業地代の理論をそのままあてはめることができる。鉱業には農業のような生産過程はないが、たとえば、二つの同一面積の鉱山に同一技術をもった同額の資本をそれぞれ投下して鉱物を採掘したとしてその生産量がちがったとすれば、それはまったく農業において優劣二枚の土地に同一資本を投下して生産性が異なると同じことで、生産量の多い鉱山に差額地代が生れる機構は農業の場合となんらかわることはない。また、絶対地代についても、そこでの資本構成が社会的平均よりも低いことがいえればやはり農業地代と同じように成立するであろう。

「本来的鉱山地代は、農耕地代とまったく同じ仕方で規定される。²⁾」

建築地地代については少し事情が異なる。それは、一般に建築用地としての土地というものは、建物をささえるという限りでの使用価値においてはどの土地もあまり優劣の差を生じることはないから、この場合の差額地代は土地間の豊度の差ではなく、位置の差を地代成立の主要契機として研究しなければならないという点である。とはいえ、そのことは位置のよい土地に差額地代が生じる機構を従来のものとくらべて何か相違させるわけではないであろう。ある地点からの距離が土地によってちがっているために、そこへの同じ一回の行き来（運輸）に要する価値額が土地ごとに異なってくるという事情は、もっぱら土地の位置という自然的条件の差異に起因したことで、それが基礎になって位置のよい土地に地代が生れる機構は豊度の差をもとに論じてきたそれまでのものとまったく同じである。すなわち、建築地の差額地代も視点のおきどころがいくぶんかわるだけで、やはり原則的に農業地代の理論の適用をもって理解されるにいたる。³⁾

建築地の絶対地代は、こちらはここでも農業地代と何もかわるところはないであろう。

ではもう一つ、本来的農業地代とは異なる林業における地代——あとで具体的に指摘するが、マルクスもわずかではあるがこれにふれている——についてはどうであろうか。

林業生産の通例的形態は、採取的林業と育成的林業との共存であるといわれている。同じ商品を生産しながら、一方にはただ天然にはえている林木を伐採するだけの生産過程をもつ林業と、他方には農業に似て人間の労働を投入して林木を育成し、そのうえで伐採する生産過程をもつ林業とが同時に存在しているのである。これは林業生産のもつ一つの特殊性である⁴⁾。

採取的林業および育成的林業のそれぞれの内部における相違をいまは考慮しないとすれば、このことは次のことを容易に推測させる。木材の単位量あたり個別的価値は、採取的生産方法による低い額と育成的生産方法による高い額との二種類が存在し——その差はちょうど林木の育成に必要な価値量に等しいであろう——、したがってそれらが市場で競争すれば市場価値は高い後者によって規定されることになり、前者には多大の超過利潤が発生する、と。すなわち、このように二つのちがった生産過程が共存するばあいは、ふつうに考えて、相対的に労働量が少なくすむ採取的生産をおこなっている方の土地に地代が成立する、と（育成的林業の生産性が著しく高くて、この方の木材の単位量あたり個別的価値が採取的林業のそれと同じになる、あるいはそれ以下になるというような極端な場合は除いての議論である。ふつうに考えて、というのはそれである）。

これにおいてよければ、さて問題は、このようにして成立する地代ははたして差額地代として把握してよいかどうかである。なぜこうした問いかけをするかといえば、この地代は一見するところ差額地代として一般に定義されるものとはとうてい合致しがたいように思われるからである。すでに周知のように、差額地代は、比較する同じ面積の土地に対して同一条件の資本が投下されること、それゆえに商品の個別的価値に差をもたらすのはもっぱら土地の自然的条件のちがいでということをも前提に成立するものである。地代の源泉たる「虚偽の社会的価値」は土地豊度の差が問題になる場合は、同一面積の土地に同一条件の資本を同じ額投下したという前提のもとで発生するものである。それに照らすとき、林業生産における二つの異なった生産過程の共存、そしてそこからおこる商品の個別的価値の相違と地代の成立という事態は、いかようにして

もこれと同じには見えないのである。

具体的にいうと、もしここに生れる地代を差額地代ととらえようとすれば——この場合は、個別的価値にちがいをもたらすのが位置の差ではないことは明らかだから、議論は土地豊度の差の問題としてあつかうことになる——、採取的林業をおこなう土地および育成的林業をおこなう土地のそれぞれ同面積ずつについて、そこに投入する資本の質と量とを同等にし、前者を豊度の高い優等地、後者を豊度の低い劣等地とみなすことが可能でなければならない。いいかえると、上に示した個別的価値の差は、こういう事情から生れたものと把握しなおすことができるのでなければならない。しかしながら、現実には双方の林業生産の同土地面積ずつを比較してみると、そこに投入されている資本の内容は同じではありえない。一方は育林過程を擁しており、他方はそれがないのであるから、労働の内容もそこに充用されている生産諸手段の中身も確実にちがっている。当然に資本額も異なり、育成的林業の方が圧倒的に多い。すなわち、双方は同面積をとると、たがいにちがった質の資本をちがった額ずつ充用しているというのが真実である。さらに、採取的林業をおこなっている土地を優等地、育成的林業をおこなっている土地を劣等地とみなすといっても、育成的林業の方が採取的林業より同じ土地面積で多くの林木を生産することもあれば、これも一概にはいいにくいことである。ということは、両林業生産の間で生れる商品の個別的価値の相違というものは、自然的条件の差ではなく、明らかに資本条件の差によるといわなければならないかとも思える。とすれば、それを契機に生れるこの地代は何なのか。差額地代でないといつていい何なのか。

これが両林業生産を別々に切りはなして、つまり共存はないとして、一方ずつの内部だけで問題にしてよいのなら事柄はきわめて簡単であろう。別々に考えてよいのなら、どちらについても、同面積、同一資本条件、同一資本額はすぐに設定でき、採取的林業における差額地代（鉱山地代に類似）、育成的林業における差額地代（農業地代に類似）がこれまでの理論の適用によって容易に定式化できる。ところが、実際には二つの生産過程が共存していて、それを根

拠に地代が成立しているのであって、いくら抽象的な理解といっても勝手に二つを切りはなしたり、どちらかを捨象するなどということはできないのである。困難はここにある。

結論を先にすると、上述のようにこの地代を差額地代と把握することはとうてい不可能のようにみえるが、それはできる。一見、資本条件のちがいがらおこっている個別的価値の相違とみられるものは、少し見方を変えれば自然条件のちがいがら生じるそれに帰着させることができ、したがってこの地代は真正銘の差額地代として把握することができるのである。とはいえ、この事情からしてそれをいうためにはまだ多少の中間項が用意されなければならない。単に農業地代の理論の適用ではすまされない。小論の課題の一つはこれである。

以上は林業の差額地代の問題であった。もう一方の絶対地代についても、林業ではただ農業地代の理論を機械的に適用することにはいささかの抵抗がある。というのは、採取的林業の方はよいが、育成的林業には生産期間が無類にながいという特殊性があるからである。育成林木の価値実現は数十年に一回しかないのに地代だけはそのあいだじゅう年々支払っているとすれば、その源泉は何かという疑問がぬぐえない。絶対地代の定義からしてこれに転化する価値は林業内で生産されたものでなければならないが、その理論的処理をどうするか、一考を要するのである。小論のもう一つの課題である。その他、若干の諸問題にもふれるであろう。

- 1) マルクス『資本論』、長谷部文雄訳、青木書店、第3部下、1089頁。
- 2) 同右、1092頁。
- 3) 位置の差による差額地代は、一般論として農業を考えると、豊度の差による差額地代とは少し成立条件を異にするという点だけは注意しておきたい。豊度の差による差額地代は、同一面積の土地に同質の資本を同額投入してそこでの生産量が異なることを自然的基礎に生れるものであった。位置の差による差額地代も地代が問題なのであるから、同一土地面積という条件はよい。それから同質の資本という条件もよい（たとえば、ある土地は市場と陸つづきだが、別の土地は海のむこうにあってやむをえず運送手段をかえなければならないとか、あるいは同じ陸つづきであっても市場からの距離が著しくちがっていて、とても同じ運送手段にたよるわけに

はいかないといったような場合は除いて考えている。もしそれも考えに入れるとすれば、同質の資本という条件もなりたたない。だが、同額という条件はむしろはずされる。同じ1単位の生産物を市場まで運ぶのに、距離が違うため遠い方は近い方より多くの費用がかかることが位置の差による差額地代の成立契機であれば——土地豊度の差はこの場合は捨象されるので、同一土地面積上の生産物の量はどこでも同じと前提される——、同じ土地面積での同量の生産物をはこぶ全体の費用は、土地の位置がちがうことによってはかわってこざるをえない。すなわち、資本額は相違するのである。この点が豊度の差による差額地代とはちがう点である。

4) もし他にさがすとすれば、漁業にも似たものがあると思われる。

2 採取的林業と育成的林業との統一的把握、林業における差額地代

(ア) 優等地の意味、超過利潤のとらえ方

表1は、マルクスが『資本論』で差額地代第一形態の研究のためにかけた¹⁾諸表の一つである。これを例証にして議論をすすめよう。

表 1

土地種類	生産物		投下 資本額	生産価格 クォーター 一当り	利 潤		地 代	
	クォーター	シリング			クォーター	シリング	クォーター	シリング
A	2	60	50	30	1/3	10	0	0
B	4	120	50	15	2/3	70	2	60
C	7	210	50	8 2/3	5/3	160	5	150
D	10	300	50	6	8 1/3	250	8	240
	23						15	450

すでに明らかなことだが、表のあらわす内容は以下のようなものである。土地豊度のことなる四種類の土地A、B、C、Dのそれぞれ同面積ずつに対して、同じように50シリングの資本を投下した——この資本が生産する剰余価値は10シリング（平均利潤に一致）であるので、合計60シリングの価値を生産物に付与した——ところ、A地では2クォーター、B地では4クォーター、C地

では7クォーター、D地では10クォーターの生産物が得られた。この場合は、最劣等地Aの生産物のクォーターあたり個別的価値（生産価格）30シリングが市場価値を規定するので、B、C、D地にはこれをもとに超過利潤（「虚偽の社会的価値」）が生れ、地代が成立している。

さて、ここで問題にしたいのは、最劣等地を基準にしての優等地のあらゆる意味、そしてそれに関連して、優等地に生れる超過利潤のとらえ方についてである。一般に、優等地というときは、いま上で述べたように、対比するものと同面積の土地に同額の資本を投下してえられる生産量が相対的に多いということとその指標にしている。同じ投下資本の生産する量が優等地では劣等地より多いということである。たとえば、この表のB地をとれば、同じ60シリングの価値投入でありながら、最劣等地Aの2クォーターにくらべて、それより多い4クォーターがえられていることが優等地であることの意味である。そして超過利潤は、ここでの個別的価値が1クォーターあたり15シリングであるから、それが30シリングの市場価値で売られれば、1クォーターについて15シリングの「虚偽の社会的価値」がえられ、全体では60〔15×4〕シリングととえられる。劣等地より多い生産物のすべてが投下した資本によって生産されたとき、超過利潤はそれらのどの1単位も平均的に生み出したとみるとらえ方、これを優等地およびそこでの超過利潤の〔I〕のとら方としよう。

つぎに、B地での生産を以下のようにみてみよう。B地での4クォーターというのは、すべてが60シリングの価値投入の産物ではなく、それはそのうちの2クォーターだけがそうであり、あとの2クォーターはぜんぜん価値投入なくしてタダで得られたものである、と。60シリングが生産したのは4クォーターの全部ではなく、B地でもA地と同じく2クォーターにすぎず、あとの2クォーターは何も人間の労働を投入しない状態ではじめからあったのだ、と。4クォーター全部を60シリングの生産物とみなした〔I〕との相違である。

それでも、B地に生ずる超過利潤の額はまったくかわらない。60シリングが生産したとされる2クォーターについては、個別的価値が市場価値に一致するので超過利潤を少しも生まないが、タダで得られたとされる2クォーターは、

個別的価値がゼロであるため市場価値との差額は各30シリングとなり、合計60シリングの超過利潤をB地にもたらすことになる。結果は同じである。ということは、B地での生産が〔I〕のようであったとしても、あるいはそうではなくていま示したようなものであったとしても、それは最劣等地Aとの対比で優等地Bを論ずるにあたっては区別はなく、どちらも同じ内容を表現するということである。

しかして、優等地およびそこに生ずる超過利潤については、〔I〕のとらえ方のほかにもう一つ別の見方が可能になる。すなわち、優等地とは〔I〕のときのように同じ資本額がより多い生産量をもたらすというのではなく、投下資本は劣等地と同じだけの生産量しかもたらさないが、したがって資本の生産性はかわらないが、そのほかにまったく無償で獲得しうる部分が存在している土地である、そして、そこでの超過利潤は、収穫物全体が平均的に生みだすのではなく、無償でえられる部分のみが生みだすものである、これである。同じことをこういういいまわしであらわすこともできるのである。これを〔II〕のとらえ方としよう。

〔II〕の考え方は、その延長線上に、優等地とそこでの超過利潤に関して、さらにもう一つ他のとらえ方があることを意味している。それは、優等地とはまったく労働を投入しなくても当初から何らかの獲得量がそこに存在している土地であり、地代となる超過利潤はその無償の収穫物が生みだすものである、という見方である。B地では——B地にもどって——、〔II〕によると、4クォーターのうち2クォーターは60シリングの価値投入が生産した部分であったが、あとの2クォーターはタダで得られた部分ということであった。そうならば、たとえ60シリングの価値投入をやめたとしても、その結果は、それが生産していた2クォーターの生産がなくなるだけで、2クォーターは依然として確保されるであろう。くりかえすと、資本が生産していたのは2クォーターだけで、あとの2クォーターはそうではない。だから、資本投下をやめても残りの2クォーターはちゃんと獲得されるはずである。ちなみに、最劣等地Aではこうはならない。A地で60シリングの価値投入をやめたら、2クォーターがなく

表 2

〔Ⅰ〕		〔Ⅱ〕				〔Ⅲ〕	
A地	B地	A地		B地		A地	B地
2 生産量 (クォーター)	4	2 生産量 (クォーター)	2	2	2 生産量 (クォーター)	2	
60 投下価値額 (シリング)	60	60 投下価値額 (シリング)	60	0	60 投下価値額 (シリング)	0	
30 個別的価値 (シリング)	15	30 個別的価値 (シリング)	30	0	30 個別的価値 (シリング)	0	
30 市場価値 (シリング)	30	30 市場価値 (シリング)	30	30	30 市場価値 (シリング)	30	
0 超過利潤 (シリング)	60 (15×4)	0 超過利潤 (シリング)	0	60 (30×2)	0 超過利潤 (シリング)	60 (30×2)	

なるため生産物はゼロである。したがって、これがいえるのは優等地である B 地に限られる。そして、それが市場価値30シリングで売られるのであれば——個別的価値はゼロであるから——、合計60シリングの超過利潤がここに生れる。やはりこれまでと同じことである。かくて再言すれば、優等地とはぜんぜん労働を投入しないで一定量の収穫物がえられる土地であり、そこに生れる超過利潤はそれらが生みだすものである、ということが出来る。〔Ⅰ〕や〔Ⅱ〕と同じ内容のことをこのようにいいなおすことも可能なのである。これを〔Ⅲ〕としよう (表2を参照)。

B地にかぎらず、同様のことは表1のC、D地についてもいえる。C地のことを、60シリング投入すると最劣等地より5クォーター多い7クォーター生産される土地であり、そこでの超過利潤150シリングは、その7クォーターが平均的に21%〔30—6%〕シリングずつ生みだすことによって合計それだけにしたものととってもよいし、または、60シリング投入すると2クォーターがえられるが、そのほかに5クォーターがタダでえられる土地であって、150シリングの超過利潤はタダの5クォーターがもたらしたもので、さらには、まったく投資をしないで5クォーターが収穫できる土地で、超過利潤はそれらが生みだしたもので、とってもよい。D地についても同じである。

こうした議論は、あるいはたいへん奇異に思われるかもしれない。なぜな

ら、一般に優等地といっても決してタダで物が得られるということはないからである。資本の投下があってはじめて生産物が獲得されるものであることは、優等地であろうと劣等地であろうとかわらない。したがってそういった現実的な観点にたてば、ここに示した〔Ⅱ〕のとらえ方や、まして〔Ⅲ〕のとらえ方はなかなか得心のいかないことであろう。だが、理屈のうえではこれは明らかになりつつ。最劣等地を基準に、その結果を優等地にもちこむかたちで優等地をみ、そこに生れる超過利潤を論ずれば、ふつうにいう〔Ⅰ〕のほか〔Ⅱ〕や〔Ⅲ〕のとらえ方もたしかにできる。その意味で多分に思考上の事柄ともいえるが、同じ内容も少し見方をかえれば、このように種々の把握が可能なのである。

なぜこのような面倒なことをあえて問うかといえ、ほかでもない。あまりあることではないが、特殊な土地生産物で同じ商品でありながら一方にまったく人間の労働を要さないで得られた部分があり、他方にそうではなく、人間の労働が投入されて得られた部分があるという場合に、前者に生れる超過利潤をそれまでに展開してきた差額地代と同じ性格のものとしてあつかうことを主張したいがためである。

たとえば、ある一定面積の土地（b地）にある種類の有用物が5単位自生していたとしよう。さらにそれといっしょに、同じ面積の別の土地（a地）に同じ有用物が100の価値投入で10単位生産されていたとする。それぞれの1単位あたり個別的価値をみると、前の方がゼロ、あとの方が10である。それゆえにこれらが同じ市場で競争すれば、市場価値は10になり、タダで5単位えられているb地には $50[(10-0) \times 5]$ の超過利潤が発生するはずである。これは、この土地の所有者に地代として取得されるであろう。前と同じように記号を用いて、この状態を(i)とする。それにおいてよければ、問題は、この地代部分の性格は何かという点である。市場価値の法則が地代を生んでいるので、直感的には差額地代と把握したいところである。しかし、それにはいささか困難がともなう。第一に——この場合は位置の差は考えられていないから、もっぱら土地豊度の差としてあつかうことになるが——、これを差額地代とするならば、a、b両地のあいだに同面積、同額資本投下の前提が成立していなければ

ならないが、「同額資本」の方がまったくいえないという点があげられる。「同面積」は仮定でなりたっているのによいとして、資本はb地でゼロ、a地で100ということで、双方は同じ額にはないのである。第二に、b地に生ずる地代を差額地代とするならば、b地がa地より生産量の多い優等地であることが認定されなければならないが、この状態ではそれが判断しにくいという点があげられる。むしろ、この数値ではa地の方が獲得量が多い有様である。だから、一見するに、b地に生ずる地代を差額地代として把握することは、いかにも困難なことといわなければならない。それはできないことのように思われる。にもかかわらず、これは差額地代である。そのことを説明するのが、これまで述べてきた優等地およびそこに生ずる超過利潤のとらえ方にほかならない。

(i)をみれば明らかなように、いま議論になっている状態は、さきにもた〔Ⅲ〕とまったく同じかっこうをしている。例証がちがうので数値は異なるが、まえに優等地とそこに生れる超過利潤のとらえ方の一つとして示した〔Ⅲ〕と設定は寸分かわらない。そうであれば、これを〔Ⅱ〕のかたちに移行させることは容易であろう。b地に10単位を生産する100の価値投入を付加してやれば、それははたせる。この状態を(ii)としよう。b地には実際には投資はなされていない。だが、さきに〔Ⅱ〕は〔Ⅲ〕と内容的に同じであることを明らかにしたのだから、その逆である〔Ⅲ〕は〔Ⅱ〕に同じということは自明であり、したがって実際にb地には投資はされていないが、それをしたとして、(i)を(ii)にうつしても(i)の示す内容に変化はおこらない。ただ見方をかえるというだけのことである。それは、(ii)の状態でもb地に生れる超過利潤が(i)と同額の50であることにあらわれている。

この(ii)をさらに〔Ⅰ〕のかたちに移行させることはなお容易である。15〔5+10〕単位の生産物全体を100の価値投入が生産したもののみなせばよい。そのように見方をかえればよい。この場合にb地に生れる超過利潤は、50〔(10-100/15)×15〕でやはり同じである。これを(iii)としよう(表3を参照)。

さて、(i)と(iii)とをみると、すでに述べてきたが、まえの〔Ⅲ〕と〔Ⅰ〕と

表 3

(i)		(ii)		(iii)	
a 地	b 地	a 地	b 地	a 地	b 地
10 生産量	5	10 生産量	10 5	10 生産量	15
100 投下価値額	0	100 投下価値額	100 0	100 投下価値額	100
10 個別的価値	0	10 個別的価値	10 0	10 個別的価値	$10\frac{1}{15}$
10 市場価値	10	10 市場価値	10 10	10 市場価値	10
0 超過利潤	50 (10×5)	0 超過利潤	0 50 (10×5)	0 超過利潤	50 { $(10 - 10\frac{1}{15}) \times 15$ }

の関係がそうであったように、これらはb地およびそこに生れる超過利潤について、同じものを(ii)あるいは〔II〕を経てとらえなおしただけというものである。ところで、(iii)に注視すると、この状態でb地に生れている超過利潤はまさしく差額地代そのものである。a地とb地とをくらべると、まず投下価値(資本)額はともに100で同じである。そのうえで、b地はa地より5単位多い15単位を生産しているのであるから、a地は劣等地であり、b地は明らかに優等地である。かくて、同一土地面積、同一資本額を前提に生産量がことなり、そこから生産物の単位あたり個別的価値がことなることを基礎に市場価値の法則がはたらいてb地に生れた超過利潤というものは、その源泉は「虚偽の社会的価値」であり、まぎれもなくじゅうらい定義してきた差額地代である。

ということは、(i)において、b地に生れている超過利潤は差額地代ととらえてよいことを意味している。(i)の状態のままでは既述のようにそれはいいにくかった。しかし、(i)は(iii)と見方がちがうだけでb地とその超過利潤に関しては同じことを表しているのであれば、(i)のb地に生れている超過利潤は差額地代以外の以外の何ものでもない。すなわち、(i)におけるb地は、このかたちではただちには優等地とはみえにくいが、そのかたちもまた優等地の一つの現象形態であり、それゆえにb地はa地との対比でれっきとした優等地にほかならず、そこでの超過利潤は差額地代に相違ないのである。

優等地とそこでの超過利潤の見方をかえて色々にとらえてみるという作業

が、このように一見そうとはみえないものをも差額地代として把握するためのものであることは、以上で知りえたと思う。このことが、当面の課題である林業における差額地代の研究に資するものであることはいうまでもない。

(イ) 二つの生産過程の「土地豊度の差異」への抽象

たとえば、ある採取的林業者が一定の面積の土地から50の資本——その生産剰余価値は10であり、これは平均利潤（平均利潤率20%）に一致している。したがって60の価値投下——で2単位の木材を生産したとしよう。ここではすでに林木が人間の労働をまったく要さないで自生しており、これを使用価値たらしめるにはただ伐採しさえすればよい状態にある。そのための資本が50だということである。

それから、それとは別に、ある育成的林業者が同じ面積の土地に300の資本を投下して——上と同じ仮定で計360の価値投下をして——3単位の木材を生産したとしよう。こちらは、木材は自然にははえておらず、農業と同じように育成する労働が必要である。育成的林業ではこの過程はきわめて長期にわたっておこなわれるのがふつうだから、その期間をとおして投入された資本額、したがって林木を育成するために要した諸資本とそれを伐採するために要した資本とをあわせて300、それらが生みだした剰余価値の総計が60ということである。²⁾採取的林業にくらべると、育成的林業は林木を伐採するための資本が必要なのは共通であるが、それに林木を育成するための資本が加わる点がこの生産形態のちがいである。

さて、これらのことになった林業の生産形態が同じ商品をつくり、それらが同じ市場で売られるとすれば、ふつうに考えて、費用が少ない採取的林業の方に超過利潤が生ずるのであろう。それをあらわしたのが表4である。採取的林業の1単位あたり個別的価値は30、育成的林業のそれは120である。どちらも社会の需要を満たすうえで必要だとすれば、市場価値は当然に育成的林業の方の120になる。それにしたがって、採取的林業の方に180の超過利潤が生じ、これが地代化する。

表 4

同じ土地面積の上でおこなわれる林業生産の形態	投下資本額	利潤(=生産剰余価値, 平均利潤率20%)	投下価値(=生産費)	生産量	個別的価値(=生産価格)	市場価値(=販売価格)	収益	超過利潤(=地代)
育成的林業	300	60	360	3	120	120	360	0
採取的林業	50	10	60	2	30	120	240	180

すでに小論の冒頭で問題の所在を指摘しているので多言は不要だが、要は、この場合の地代の性格は何か、これを差額地代ととらえてよいか、がここにおける論点である。なぜこのようなことが問われるかといえば、この状態では双方の投下資本の内容がたがいにちがっており——一方は採取過程だけをあつかつており、他方はそれに育成過程がつけ加わっている——、必然的に資本額もちがっていて——上述のように、この例では一方が50に対して他方は300である——、差額地代成立の前提条件である同一土地面積、同額資本ということがいえないからである。ここにあらわれた180の地代は、そういうことを基盤に成立したものではないからである。

だが、これはまちがいに差額地代である。それは、前項で検討したことをこれに適用することによって確認できる事柄である。以下、その証明をこころみよう。

この例に前項での検討内容を適用するにあたって、それをただちには許さない障害とみられるものは、この例が前項の(i)とは同じかたちをしていないという点である。前項(i)では、地代が生れる方(b地)の投下資本はゼロであった。しかるにここではそうではない。地代が生れている採取的林業においては、50という資本(60という価値)が現に投下されている。これでは、(i)を(ii)や(iii)に移行させた具合にこの例をあつかうわけにはいかない。比較するもののあいだの資本額がちがってきてしまって、目的とする結果がえられなくなってしまふのである。そうであれば、ここでなすべき最も重要なことは、この例の育成的林業および採取的林業を前項(i)のa地、b地におけるそれぞれの生産と同じかたちにすること、具体的には、採取的林業の投下資本額を理論

上ゼロにし、採取的林業の生産物はタダで得られるものとみなせるかたちになることである。それが果されれば、あとは容易であろう。あとは前項の展開にそのままならばすむ。しかして、本項の主題はこのことにおかれなければならない。

既述のように、採取的林業が投下する資本とはもっぱら林木の収穫（採取、伐採）にかかわるものであった。したがって、採取的林業の資本をゼロにするということは、収穫資本のみの理論上の処理ということである。とすれば、この方法には、一定面積上の林木の伐採量とそれに要する資本額との関係をいかにみるかによって二つが考えられる。当然ながら結論的にはどちらも同じになるが、考え方として、二つの道すじがあるのである。本論に入る前に少しくこのことにふれておきたい。

議論がしやすいように、まずじゅうらい例に使ってきた穀物生産の場合を考えてみる。問題にしたいのは、穀物の収穫過程に要する資本（価値）というものは、同じ土地面積同士を比較するとき、そこでの収穫量が相違することによって異なるとみるべきか否かという点である。くりかえすと、 x 、 y の二つの同じ面積の土地があって、そこで同じように穀物を育成したにもかかわらず作物の出来がちがってきたというとき、この収穫に必要な資本額はその出来のちがいによって変わってくるかどうかという点である。結論からいうと、この場合は、たいていは相違しないというのが正しいであろう。もちろん、厳密に言えばそうではないかも知れない。やはり、出来のよい方にいくばくか余分の資本が必要かとも思われる。しかし、穀物のような作物については、その額はわずかであり、土地によって顕著なひらきはないとみるのが妥当である。穀物の出来、不出来がどんなかこうであられるか——作物の株数がちがってくるのか、あるいは作物の株数は同じでも一株ごとの結実数がちがってくるのか——はわからないが、それでも穀物においてはそれにかかわりなく、一定の土地面積には同じだけの労働がかかり、一定の収穫資本がかかると考えられる。つまり、この資本は収穫量には左右されず、土地面積だけに規定されるものであり、したがって、同一面積の土地に同額の資本を投下するというときの「同

額資本」のなかにはじめから含まれるものである。生産物1単位あたりからみれば、これは豊度のちがう土地ごとに必要量を異にし、生産物の個別的価値に差をもたらす一要素であるということである。マルクスもこの考え方にたっていたことは、これまでにみてきたとおりである。

林業生産にもどって、このことは林木の収穫過程においてはどうか。同じ土地面積の諸土地のあいだで林木の収穫量がちがうというとき、このための資本（価値）を収穫量の相違にかかわらず同じ面積の土地ならどこでも同じと考えることができるであろうか。『できる、という見方が一方で主張されるであろう。少しばかり林木の出来、不出来があって収穫量がちがったとしても、その収穫に要する資本はかわるものではない、と。もしそうならば、これはいま述べた穀物の場合と同じであって、「同額資本」のなかにこの部分も入っていることになる。

これに対して、他方では逆に『できない、という考え方もでてくるであろう。二本の木の伐採には一本の木の伐採にくらべて二倍の資本がかかる、したがって林木は穀物とはちがって、同じ土地面積であっても収穫量が異なれば採取に要する資本額はそれに比例して変化してくる、一定なのは木材1単位あたりについてであって土地面積についてではない、と。この立場をとれば、収穫の資本は同一土地面積、同額資本という前提の「同額資本」のなかにはふくまれず、土地ごとに収穫量に比例してあとから加算される性質のものとなる。すなわち、この資本部分は生産物の単位あたりにつき一定で、生産物の個別的諸価値に相違をもたらす要素ではなくなるのである。

林業においては、この点は上記のいずれもみとめられるべきであろう。穀物の場合に同一土地面積、同額収穫資本をいうさいも、それは決してまったく厳密な意味でいっているのではなかった。少しばかりの誤差の存在は承知しつつ、それを無視してのことである。したがって、その誤差の程度をもうちょっと拡大してよいのなら、林業についても同一土地面積、同額収穫資本がいえそうである。しかし、さりとて、やはり林木の伐採は穀物の収穫とは異なることもたしかである。だからその点を強調すれば、逆の結論もでてくる。すなわ

ち、結局のところ、それは双方ともみられ、どちらをとるかは個別具体的に判断されるものということではなかろうか。穀物のようにはっきりさせることは、むずかしいと考えるのである。かくして、林業においては、一定土地面積上の収穫量と収穫資本額との関係については、二様のあり方を想定するのが適当である。とすれば、さきの例で採取的林業の収穫資本を理論上ゼロにするやり方は、いずれの考え方にたつかによってかわってくるであろう。二つの考え方があるといったのは、このためである。

はじめに前者の考え方、すなわち、収穫資本の額は土地面積に規定され、土地面積が一定ならどこでも一定であって、その収穫量には関係がないという考え方にたった方法を検討してみよう。これに依拠してさきの例を(i)のかたちにもってゆくやり方は、採取的林業が投下した収穫資本を不要で無駄な投資とみ、理論上は投下されなかったとしてゼロにしてしまうというものである。この方法は、とはいえ実際には資本(価値)投下がおこなわれ、要費しているのであるから、かくして計算される超過利潤からその分をさしひいて超過利潤をそれだけ減額させるという操作を補足せねばならないが、はなしをさきの例の(i)のかたちへの移行ということだけに限定すれば、このようにいうことができる。

その理由はこうである。前項での考察で知れているように、当面の課題にかかわる議論展開は、(i)のかたちが得られれば、当然に(ii)をとおして(iii)のかたちへの移行をこころみることになる。さきの例でゆけば、採取的林業がおこなわれている土地に3単位の木材を生産する300の育成的林業資本(360の価値)をつけ加えることになる。その場合、この300の資本には既述のように林木を伐採する収穫資本も入っているのでこれに注視すると、重要なことは次の点である。すなわち、この収穫資本は、育成的林業がおこなわれている土地においては3単位の林木を伐採しているのであるが、それが採取的林業をしている土地に投下された段階になると、同じ額でありながら、そこではその300の資本が生産する3単位のほかに、本来は採取的林業の資本が伐採してけた2単位もふくめて計5単位の林木を収穫しうるにいたるという点である。くりかえす

と、採取的林業がおこなわれている土地に 300 の資本が追加された段階では、それが生産する 3 単位はもとより、その土地に当初より自生していて採取的林業が伐採していた 2 単位についても、この 300 にふくまれている収穫資本が伐採を可能にするという点である。このことを保証しているのが、ここでの前提——収穫資本は土地面積が一定ならばそこでの収穫量にかかわらず一定であるという前提——にほかならない。育成的林業および採取的林業は、仮定によってともに同じ土地面積の上でおこなわれている。したがってそこに変化がない以上、育成的林業の土地で 3 単位を伐採していた収穫資本は、採取的林業の土地に投入されてそこでは 5 単位あったとしても、それらをすべて伐採しうることになるのである。これをうらがえせば、ここでは、採取的林業が自生している 2 単位の林木のために投下していた 50 の収穫資本 (60 の価値) は、もはやまったく無用だということである。それがなくても、300 の資本のなかの収穫資本がそれらを伐採してしまうのである。あえて投入すれば無駄でしかない。この資本を「不要で無駄な投資」と述べたのは、この意味である。だから、こういうことが予想されるのであれば、理論上は、はじめから採取的林業の 50 の資本 (60 の価値) は投下されなかったと考える、これが (i) のかたちをもってゆく方法になるわけである。

これにしたがって、育成的林業と採取的林業との比較において後者に生れた

表 5

				(i')			
育成的 林業		採取的 林業		育成的 林業		採取的 林業	
3	生産量	2		3	生産量	2	
360	投下価値額	60		360	投下価値額	0	
120	個別的価値	30		120	個別的価値	0	
120	市場価値	120		120	市場価値	120	
0	超過利潤	180 (90×2)		0	超過利潤	240 (120×2)	
				/	60を控除後の超過利潤	180	

180の地代を差額地代と論定しているのが表5である。

(i)のかたちはすでに述べたからよいであろう。これを(i')とする。採取的林業の投下資本はゼロであるから商品の個別的価値もゼロになり、この超過利潤は240〔120×2〕とでてくる。だが、ここでは実際には、無駄な投入ながら60の価値が要費されているので、それを費用として控除してやらねばならない。この手づきはさきにふれたとおりである。つまり、本当の超過利潤は180である。(i')の(ii)や(iii)のかたちへの移行——これを(ii'), (iii')とする——は前項と同じである。(iii')をみれば明らかなように、ここでは二つの土地のあいだに同一土地面積、同一資本額が達成されている。採取的林業の土地の方では360の価値投下で5単位の生産物がえられ、個別的価値は72である。市場価値は120だからそれらは1単位につき48、5単位で240の超過利潤を得ることになる。これは、この状態からして「虚偽の社会的価値」であり、まぎれもなく差額地代である。したがって、そこから無駄な投入価値である60を費用としてさしひいた180も、その範囲内の価値であるから同じく差額地代である。このようにして、二つの林業生産形態のあいだに生ずる超過利潤は差額地代であることが証明される。

ついで後者の考え方、すなわち、収穫資本は林木1単位あたりについて一定であって、土地面積によっては規定されず、それゆえに同じ面積の土地でも収

(ii')				(iii')			
育成的林業		採取的林業		育成的林業		採取的林業	
3	生産量	3	2	3	生産量	5	
360	投下価値額	360	0	360	投下価値額	360	
120	個別的価値	120	0	120	個別的価値	72	
120	市場価値	120	120	120	市場価値	120	
0	超過利潤	0	240 (120×2)	0	超過利潤	240 (48×5)	
/	60を控除後の超過利潤	/	180	/	60を控除後の超過利潤	180	

穫量が異なればそれに比例して必要額が異なってくる、という考え方にたつ方法にうつろう。これは次のように考えることができる。

いうまでもなく、地代に転化する超過利潤というものは、育成的林業の生産物の個別的価値——こちらが市場価値を規定するのでこのようにいうことが可能である——と、採取的林業の生産物の個別的価値との差額をもとに成立しているのであった。ところで、ここでの前提であるところの収穫資本の必要額は林木の単位あたりについて一定である、ということは、前にものべたが言いかえれば、この部分は諸生産物の個別的価値に相違をもたらす要素ではないということである。ということは、超過利潤の算出にあたって、双方の生産物の個別的価値の差を問うとき、これらの個別的諸価値のなかに収穫資本の価値部分が入っていようといなかりと、その差額には何も影響しないということである。たとえば、同じ林木1単位の個別的価値が10と5の二つの生産物があったとしよう。その差額は5である。1単位の林木の伐採に必要な収穫資本の価値額が3であったとしてこれをさしひくと、それぞれの個別的価値は7と2である。その差額はやはり5であって変化はない。

このことがわかれば、ここで(i)のかたちを得るのはきわめて簡単である。生産物の個別的諸価値に差を生じさせない収穫資本の価値部分を、収穫量に比例して育成的林業、採取的林業の投入価値額からおのおの排除してしまえばよい。すなわち、双方とも個別的諸価値が相違する生産の過程まで、現実的にい

表 6

			(i')		
育成的 林業		採取的 林業	育成的 林業		採取的 林業
3	生産量	2	3	生産量	2
360	投下価値額	60	270	投下価値額	0
120	個別的価値	30	90	個別的価値	0
120	市場価値	120	90	市場価値	90
0	超過利潤	180 (90×2)	0	超過利潤	180 (90×2)

うとまだ伐採していない立木の状態まででみた個別的諸価値をとりだして比較することにすればよい。そうすれば、事の本質をかえないで、採取的林業の投下資本をゼロにすることができる。

具体的にいうと、採取的林業は60の価値(50の資本)を投入して2単位の林木を収穫している。1単位につき30の価値が必要だということである。これは前提によって育成的林業においても同じであるから、育成的林業の3単位の収穫には90の価値がかかっていることになる。これらの価値部分は、生産物の個別的諸価値に差をもたらさない部分だから——どの生産物も等しく1単位あたり30を要費している——、双方からこれを排除してやる。すなわち、採取的林業の投下価値額60から60の価値をとってゼロにし、育成的林業の360の投下価値額から90の価値をとって270にする。このようにして(i)のかたちがいえられるのである。

この方法による以降の展開は、前項のものとまったく同じである。(i)のかたちにしたものをここでは(i'')とし、その後の移行を(ii''), (iii'')とすれば表6がえられる。育成的林業と採取的林業との比較において生れた180の超過利潤は、かくして(iii'')のかたちにおいて明確に差額地代の姿でとらえなおされ、差額地代であることが証明されるのである。

以上のように、いずれの方法にしたがっても結果は同じである。どちらも180の地代が差額地代であることを十全に明らかにしている。

(ii'')			(iii'')		
育成的 林業	採取的 林業		育成的 林業	採取的 林業	
3 生産量	3	2	3 生産量	5	
270 投下価値額	270	0	270 投下価値額	270	
90 個別的価値	90	0	90 個別的価値	54	
90 市場価値	90	90	90 市場価値	90	
0 超過利潤	0	180 (90×2)	0 超過利潤	180 (36×5)	

いま一度まとめれば、育成的林業と採取的林業とが共存し、それが原因になって採取的林業の方に成立する地代は、採取的林業をおこなっている土地を優等地、育成的林業をおこなっている土地を劣等地ととらえなおしうることをもって、いいかえれば、両生産形態の差は土地豊度の差へ抽象しうることをもって、正真正銘の差額地代と認定できるのである。両生産形態の統一的把握はこのようにして可能となる。³⁾

- 1) マルクス『資本論』, 前掲邦訳, 第3部下, 924頁。
- 2) あえて育成的林業だけについてこのように生産に要した資本額(価値額)の出し方を補足したが、このことは何も育成的林業に限定されることではない。生産期間の長短にかかわらずどんな生産物についても同じである。生産期間の短いものも、その短い期間の各生産過程にそのつど要した資本額(価値額)を合計してその生産に投下された資本(価値)とするわけで、これと同じことである。これまでも穀物の例などで示した資本額は、すべてこの方法によっている。だから、生産期間の長い、短いはこの点に何も変化をもたらすことではないのである。
- 3) ここでとりあげた例では、同じ土地面積から得られる生産物の量は、育成的林業の方が採取的林業より多かった。このことはどちらでもよいことで、育成的林業と採取的林業とが同じ生産量であっても、あるいは採取的林業の方が育成的林業より多くても結果はかわらない。ちなみに、そうした場合の例を示したのが表7、表8である。最左欄はその例、あとはさきにみた2つの方法によってそこで生れている超過利潤が差額地代であることを示した欄である(いずれも(iii)のかたちのみを

表 7 育成的林業と採取的林業との生産量が同じ場合

		はじめの方法		あとの方法	
育成的 林業	採取的 林業	育成的 林業	採取的 林業	育成的 林業	採取的 林業
3 生産量	3	3 生産量	6	3 生産量	6
360 投下価値額	60	360 投下価値額	360	300 投下価値額	300
120 個別的価値	20	120 個別的価値	60	100 個別的価値	50
120 市場価値	120	120 市場価値	120	100 市場価値	100
0 超過利潤	300 (100×3)	0 超過利潤	360 (60×6)	0 超過利潤	300 (50×6)
		/ 60を控除後の超過利潤	300		

表 8 採取的林業の方が育成的林業より生産量が多い場合

		はじめの方法		あとの方法	
育成的 林業	採取的 林業	育成的 林業	採取的 林業	育成的 林業	採取的 林業
3 生産量	5	3 生産量	8	3 生産量	8
360 投下価値額	60	360 投下価値額	360	324 投下価値額	324
120 個別的価値	12	120 個別的価値	36%	108 個別的価値	32%
120 市場価値	120	120 市場価値	120	108 市場価値	108
0 超過利潤	540 (108×5)	0 超過利潤	600 (120 - 36%) × 8	0 超過利潤	540 (108 - 32%) × 8
		/ 60を控除後 の超過利潤	540		

かかげている)。どの場合も目的が達成されていることが知れよう。

3 育成的林業の生産期間長期性の問題，林業における絶対地代

林業生産には採取的林業と育成的林業との二つが同時的に存在し、各々は優等地での林業生産、劣等地での林業生産と擬せられるならば、林業の絶対地代は、この場合は最劣等地での生産である育成的林業においてこそ問題にされなければならない。それは、農業の絶対地代の研究が、最劣等地でおこなわれてきたことを想起すれば、当然の事柄である。

そのさいとくに一考を要するのは、はじめでもふれたが、育成的林業の生産期間がきわめてながいという点にかかわってである。このことが地代の源泉を明確にするうえでどう理論的に処理されるのか、すなわち、数十年に一回しか価値の実現がないのに、それでも年々地代が支払われているとすれば、その価値の出所はどこかである。

ここでも、参考にされるべきは農業における絶対地代の理論である。それゆえに、これを少しくふりかえっておこう。『資本論』においては、農業の絶対地代については、農業部門と他生産諸部門とのあいだには剰余価値率および資本の回転時間に相違はなく、これらはすべての生産部門で一定であるという前

提でその源泉問題がとりあげられている。つまり、各生産諸部門間の単位資本額あたり生産価値量のちがいは、もっぱら資本の有機的構成のちがいに依りておこることは探求されている。もっとも、かかる前提は、地代の研究においてがはじめてではない。すでにそれよりさき、平均利潤を規定するときからおかれていたものである。地代はかくして規定された平均利潤をもとにそれをこえる超過分としてとらえられるのであるから、この前提は地代研究にもそのままひきつがれているわけである。もちろん、この処置は、現実と必ずしも一致していないことは十分承知の上のことである。二つの前提のうち、剰余価値率が一定——マルクスの仮定では 100%——であるという方は、それでもまだこれは目には見えないという事情があるので、現実との乖離をあえて問わないですむかもしれない。しかし、資本の回転時間が同じであるという方はそうはいかない。諸生産部門のあいだで資本の回転時間が様々なのは、つねにみられるとおりでである。にもかかわらず、それを一定同一としてきたのである。抽象的な次元ではどうしても大過がない、現実からの乖離といってもその程度は許容しうる範囲と判断されたためである。

ところで——はなしを資本の回転時間だけにかぎって——、その一定とされる資本の回転時間であるが、マルクスによればそれは具体的には 1 年という時間が想定されている。もとよりそれに限定してしまうというわけではないが、『資本論』ではそうして計算された平均利潤を年平均利潤とみていることが多いのである。

「1 商品の費用価格に加えるに、その商品の生産に充用された資本(……)に対する年平均利潤のうち……。」¹⁾

「各投下資本は、その構成がどうあろうとも 100 ごとに、各年またはその他の期間ごとに……利潤を得る。」²⁾

「一般的利潤率は一定期間たとえば 1 年間における投下資本各 100 についての……。」³⁾

この想定は、当然のことながら地代の分析でもひきつがれている。

「借地農業資本家は土地所有者にたいし、自分が利用する土地の所有者に

たいして、一定の期限ごとに、たとえば年々……約定の貨幣額を（……）支払う。この貨幣額は、……地代と⁴⁾呼ばれる。」

だから、まとめていえば、農業の絶対地代の研究は、すべての生産諸部門において剰余価値率 100%、資本の回転時間 1 年、という前提で議論がすすめられていたということである。農業の絶対地代は、このような条件のもとで規定されているのである。

とすれば、この理論を育成的林業にそのまま適用することはいかにも困難である。なぜなら、この場合は、育成的林業の生産期間がきわめてながいこと、それゆえに資本の回転時間が非常にながいことが強調されており、いくら抽象的な展開とはいえ、その時間を 1 年とすることはとうていできないからである。その意味で、農業の絶対地代が規定された前提の一つ——剰余価値率 100%という方はよいが——が満足できない事情にあるからである。

したがって、それでもなおこの理論を林業部門に適用しようとするならば、育成的林業の数十年という資本の回転時間を 1 年に圧縮して考える以外に方法はない。育成的林業生産はその長期の生産期間中にわたって、年々、林木の育成に必要な額だけの資本投下が逐次的におこなわれる。それらを単純に合計した額が、1 年間に投下されたと考えるわけである。たとえば、毎年 100 の資本が 30 年の生産期間にわたって投下されたとしよう。投下資本の合計額は 3,000 である。これが 1 年間になされたとみる、だからもともと生産期間が 1 年である農業部門に 3,000 の資本が投下された場合と同じにみるのである。

そうすれば、あとは農業地代と同じであろう。この資本の有機的構成が社会的平均よりも低ければ、剰余価値の生産量が平均利潤額よりも多く、地代の源泉は容易にみつけうる。そのうえで、1 年に圧縮した回転時間をもとのながさにもどせばよい。すなわち、その地代額は育成的林業の数十年の生産期間中にえられるものとすればよいのである。当然に、林業の 1 年の地代額はその生産期間年数分の 1 ということになる（もちろん、資本の取分たる利潤も、同じように 1 回の平均利潤額を生産期間の年数で除した額が 1 年分になる）。これが林業における絶対地代の規定である。

以上の考察で明らかなように、結局のところ絶対地代の源泉、その価値の出所については、林業も農業も何もかわるところはない。ただ、林業は資本の回転時間がながいので、農業の1年間の投資額と林業の数十年間の投資額とが同じであり、かつ資本構成も同じとすれば、農業が1年で得るものを林業はそのながい時間をかけて得るということ、それゆえに1年ごとの地代額を考えると、林業の絶対地代は農業のその生産期間年数分の1ということが両者を区別するのみである。⁵⁾

この結論に関しては、さらに二～三の点を補足しておくのが適当であろう。一つは、林業における生産期間と労働期間——資本の投入はそのまま労働の投入であるので、資本を投入する期間をこう呼ぶ——との不一致に関してである。上の例では、生産期間中は毎年資本が投下されると仮定していた。しかし、林業においてはそれはまれである。それよりも、林業の生産期間のなかには林木の育成を自然にまかせる、したがって資本の投入をおこなわない期間も必ずあるはずである。すなわち、林業では生産期間と労働期間とは一致しないのがむしろふつうである。

「投下資本の生産時間はつぎの二つの期間から成りたつ。第一は資本が労働過程にある期間であり、第二は、資本の実存形態——未完成生産物の形態——が労働過程にはなくて自然過程の支配に委ねられている期間である。この両期間がときどき交錯しあうか否かによっては事態は変らない。労働期間と生産期間とはこの場合には一致しない。生産期間は労働期間よりも大きい。だが、生産期間の経過後に初めて生産物が完成し成熟するのであり、つまり生産資本の形態から商品資本の形態に転化されるのである。⁶⁾」

「造林について見よう。……生産時間（これに含まれる労働時間は相対的には僅かにすぎない）したがって回転期間が長いことは、造林を不利な私的＝したがって資本制的経営部門……たらしめる。⁷⁾」

しかしながら、このことはさきの結論にいささかの変更も来すものではない。この場合は、林業生産に必要な資本額は、労働期間中に投下された資本額についてだけ合計して算出されればそれでよい。その資本構成が社会的平均よ

り低ければ、相変らず絶対地代は成立するのである。もっとも、生産期間は労働期間よりながいのであるから、1年あたりの地代はより少額になるではあろうが。

二つは、林業生産に必要な資本額を年ごとの投下額の単純合計として算出したことに関してである。これはあまりに簡単すぎて、何か欠落しているかのような感を与えるかもしれない。だが、それは前節でも少しふれたように、まったくふつうにやられている方法である。たとえば、10日の生産期間を要する生産物の必要資本額は、1日ごとの投入額を10日分あわせて得るであろうし、1年のものは、1ヶ月（1日）ごとの投入額を12ヶ月分（365日分）あわせて得るであろうように、この方法は、これまであえて説明するまでもなく、自明の事柄としてとってきたものである。期間が少々ながくなったからといって、この原理がかわるわけではない。一つの商品の生産に必要な資本額は、その生産期間をとおして、より短い期間ごとに与えられる投下資本額の単純合計であるということは、生産期間の長短にかかわらず共通であり、ここでもそれに従っただけである。⁸⁾

三つは、林業に投下した資本が数十年に及ぶながい生産期間にもかかわらず、一回（1年分）しか平均利潤を得ていないという点に関してである。これに対しては、次のような反論が予想される。*資本はどの生産部門に投下されても、平等に利潤を取得しなければならないはずである。だから、林業のように生産期間のながいところに投下された資本も、他との平等性をたもつためには、その年数に等しい回数分だけ——えられた利潤部分もその翌年にはすぐ資本に転化するとすれば、さらにそれに対する利潤も上積みして——平均利潤を取得しなければいけないのであって、このように一回しか数えないのはまったく不合理である。たとえば、年平均利潤率が20%とすれば、回転時間が30年の同額の資本は、毎年20%ずつの利潤を30年間にわたって得ないかぎりひきあわないことになる。それが資本の平等性というものである。30年間に1年分ではこの原則がこわされてしまっているのである。

この反論がとっている基本的な考え方は、資本はどれも1年ごとに必ず平均

利潤を得るといっているのであるから、どの部門に投下された資本も1年たつとまた資本としてたちあらわれる、すなわち、「資本の再生産」⁹⁾が1年ごとにおこなわれる、とみるというものである。はたしてそれは正しい考え方であろうか。周知のように、資本の運動は一般的に、 $G-W \cdots P \cdots W'-G'$ という範式であらわされる。これは何を意味しているかといえ、一定額の貨幣はこの一循環をへないかぎり資本になりえない、資本としての定在を示しえないということである。あるいは「資本の再生産」はなしえないということである。

「ある貨幣額の、生産手段と労働力とへの転形は、資本として機能すべき価値分量が為しとげる第一の運動である。それは市場で、流通の部面で、行われる。運動の第二の段階たる生産過程は、生産手段が商品に——その諸成分の価値以上の価値を有する商品、つまり最初に投下された資本に加えるに剰余価値を以てしたものを含む商品に——転形されたときに完結する。これらの商品は次いで再び流通の部面に投入られねばならぬ。それらを販売し、それらの価値を貨幣に実現し、この貨幣を新たに資本に転形し、そしてこうしたことを絶えず繰返すことが必要である。」¹⁰⁾

「個別的資本家が任意の生産部門で投下した総資本価値がその運動の循環を描きえれば、その資本価値はふたたび発端形態にあるのであって、いまや同じ過程を反復することができる。この資本価値は、価値が自らを資本価値として永遠化し、増殖するためには、同じ過程を反復せざるをえない。個々の循環は、資本の生活においては、たえず反復される一節、つまり一期間をなすにすぎない。 $G \cdots G'$ なる期間が終れば、資本はふたたび貨幣資本——資本の再生産＝または増殖過程を包含する形態諸転化の系列を新たに通過する貨幣資本——の形態にある。」¹¹⁾

くりかえすと、資本はこの過程を一循環してからでないといふ再び資本になることはできない。その観点から林業に投下された資本をみると、この過程は、数十年という一生産期間をおえたときにはじめて一回完結するのであって、生産期間中の1年ごとに何度もくりかえされるものでないことは論をまたない。生産期間がおわるまで、資本は、さきの範式でいえば、Pの段階にとどまって

いるのである。たしかに、Pの段階では、すでに投下価値は自らを増殖して資本の規定性を充足してはいる。しかし、あとの流過程である $W'-G'$ を経て価値が実現されないかぎり、それはまだ実際に増殖したことにはならない。資本は流通から生れるのではないが流通から生れる、というのはそういう意味である。

「商品生産者が流通部面の外部で、他の商品所有者たちと接触することなしに、価値を増殖し従って貨幣または商品を資本に転化する、ということは不可能である。……だから資本は、流通からは発生しえないのと同様に、流通から発生しえないのでもない。それは流通において発生しなければならぬと同時に、流通において発生してはならぬ。」¹²⁾

この理由から、林業の生産期間中においては、1年ごとに資本が再生産されることはなく、したがって1年ごとに資本が平均利潤を得ることはない¹³⁾と断定できる。

林業の資本は毎年平均利潤を得る、という考え方が論拠にしている資本の平等性についても一言しておこう。これは、明らかに平均利潤法則の拡大解釈である。既述のように、この法則は資本の回転時間がどの生産部門でも同じという前提で定式化されたものである。いいかえると、これはその前提のうえのみ働く法則である。したがって、回転時間が無類にながいをもってこの前提がたてられない林業において、これが主張される所以はないのである。拡大解釈以外の何物でもない。さらに、もしこの考え方が利子生み資本になぞらえてでてきているとしたら、それも誤解であろう。利子生み資本は、現象面にはあらわれないが、機能資本家のもとでさきの範式の過程を1年ごとに必ず完結しているのであって、林業の資本とは決定的にちがっている。だから、林業への投資を何かしら貨幣の利子生み資本化と同じにみて、そこに年々の利潤を考えるということは、まったく根拠のないことである。

そのほか、林業の資本が年々利潤を得るとしたら、理屈にあわないことがいくつもある。この考え方でゆくと、林業資本家は商品の販売をしなくても、ただ時が1年すぎれば確実に平均利潤がえられることになる。最も困難な「商品

の命がけの飛躍¹⁴⁾をしなくても利潤がえられることになる。そうならば、生産期間がながいものほど有利な部門ということになるであろう。なぜなら、そこでは困難な商品販売を再々しなくてもすむからである。それでも利潤がえられるからである。しかしながら、現実には生産期間が短い部門ほど有利であり¹⁵⁾、そのために資本家はつねになるべく生産期間を短くすることを強制されている。いわば、困難な事柄をなるべく多くやろうとしているのである。かかる事実は、この考え方ではとうてい説明できないものであろう。

また、こうした考え方を徹底させるならば、当然に、より生産期間が短い場合、たとえば1年のものについても、1ヶ月とか1日とかいったさらに短い時間単位さきみで、資本は月平均利潤や日平均利潤を得るとしなければならぬはずである。その方が利潤はすぐ資本に転化してそれもまた利潤を生むということで、有利な結果をまねく。ところが、その場合はこの考え方はとらない。いったい、なぜそのような区別がなりたつのであろうか。生産期間の長短は、あくまで相対的なものである。1年は30年にくらべれば短いが、1ヶ月にくらべればながい。二つの処置のいずれかを選ぶ基準は何であらうか。やはり説明はできないものであろう。

かくして色々な視点において、林業の資本は毎年平均利潤を得るなどということはなく、ながい生産期間をとおして1年分を得るにすぎないのである。その意味できわめて不利な投資部門である。

1), 2) マルクス『資本論』, 前掲邦訳, 第3部上, 241頁。

3) 同上, 245頁。

4) マルクス『資本論』, 前掲邦訳, 第3部下, 871頁。

5) ここで用いた数値をつかって例を示しておこう。資本構成が6対4, 剰余価値率が100%とすると, 3,000の資本は4,200〔1800C + 1200V + 1200M〕に増殖する。平均利潤率を20%とすると, 1,200の剰余価値のうち600が利潤となり600が絶対地代となる。この30分の1, すなわち20が1年に支払われる絶対地代の額である(資本の1年分の利潤も同じく20になる)。このことは, 毎年の投資額および資本構成が一定だとすれば, 結局は, 生産期間中のある1年に支払われる地代額は, その年に投下された資本(この場合は100)が生みだした絶対地代——そのつど実現はさ

れないが——だということである（もっとも、それはこの例が年々の投資額そしてその資本構成が一定という仮定をおいているからいえることで、もしその仮定がなりたたなければ、双方は年ごとには一致しない）。いずれにしろ、この規定は、林業での価値実現が数10年に1回しかないのに、毎年同額の地代が支払われるという想定にたったものである。ここでは、資本家は長期にわたって地代の前払いを余儀なくされるであろう。そうではなく、林業の絶対地代は数10年に1回しか支払われないとすれば、このようなことはあえて問う必要のないことはいうまでもない。

- 6) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第2部、308頁。
- 7) 同上、313～4頁。
- 8) もう1点つけ加えれば、生産期間がながいからといって、林木の価値がそのために大きくなるということはないことも自明であろう。1つの商品の価値はその生産に投入された労働の量によって決定される。だから、その価値は投下した資本額だけによって、したがって移譲される価値と新たに生産される価値との総和だけによってきまってくるのであって、それは生産期間の長短にかかわりない。まして資本（労働）を投入しない生産期間のあいだに林木が成長して使用価値が増しても、価値がふえるようなことはありうべくもないのである。
- 9) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第2部、63頁、200頁など。
- 10) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第1部下、883頁。
- 11) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第2部、200頁。
- 12) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第1部上、312～3頁。
- 13) めったにありえないが、もし林木がまだ使用価値をもちえないままで、したがって半製品のままで、1年ごとにその段階で売られて転々と所有主をかえてゆくとすれば、それまでにつぎこまれた資本は年々平均利潤を得ることになるであろう。いまはこれとはちがっている。
- 14) マルクス『経済学批判』、杉本俊朗訳、国民文庫、112頁、およびマルクス『資本論』、前掲邦訳、第1部上、223頁。
- 15) 「回転時間が短くなればなるほど、資本のこの遊休部分が総資本に比較してますます少なくなり、したがってまた、他の事情が同等不変ならば、取得される剰余価値がますます多くなる。……ところで利潤率は、生産された剰余価値の分量がその生産に使用された総資本に対する比率を表現するにすぎないから、かかる短縮がいずれも利潤率を増加させることは明白である」（マルクス『資本論』、前掲邦訳、第3部上、130頁、エンゲルスによる加筆部分）。

4 その他の問題

その他、これまでにふれなかった諸点をまとめてみておこう。

第一は、林業における差額地代第二形態の有無についてである。前稿「差額地代第二形態論への一視点」（『農林業問題研究』，第14巻第4号，1979）で示したように，差額地代第二形態は，先行投資の生産物と後続投資の生産物と同じ市場で競争することを成立の条件とするから，諸投資にかかる時間はなるべく短いこと，具体的には1年を限度にそれ以内ということが必要な事柄であった。その点にてらすとき，林業にこれが成立しないのは明白であろう。採取的林業であろうと育成的林業であろうと，同じ土地で継起的に林木が生産されるためにはきわめてながい時間が必要である。だから，はじめの生産物とその次の生産物とが同じ市場で競争するなどということはまずありえず，第二形態の成立はありえないのである。

第二は，マルクスの林業地代に対する言及についてである。マルクスは，とくに絶対地代に関して林業地代を論じているが，注意したいのは，彼は小論が問題にしたような採取的林業と育成的林業との共存というかたちでこれを取りあげてはいないという点である。マルクスが対象にしたのは，もっぱら採取的林業だけである。それゆえに，絶対地代を育成的林業のもつて研究する小論の立場とはちがっている。

「絶対地代は若干の現象——というのは，一見したところ地代を単なる独占価格のせいならしめるような現象——を説明する。たとえば，A・スミスの例証に結びつけて，いっさい人間の協力なしに，つまり造林の産物としてではなしにノルウェーなどにあるような森林の所有者をとってみよう。彼にたいし，たとえばイギリスからの需要によってその材木を伐る資本家から地代が支払われるならば，あるいはまた，彼自身が資本家としてその材木を伐るならば，彼にたいしては，材木をもって，投下資本への利潤のほかになり小なりの地代が支払われるであろう。これは，この純粋な自然生産物にあっては，純粋な独占付加物のように見える。だが事実上，資本はこの場合に

は殆んど労働に投下される可変資本だけから成りたち、したがってまた、同等量の他の資本に比しより多くの剰余労働を運動させる。だから材木価値には、より高位な構成の資本の生産物によりも、不払労働または剰余労働のより大きな超過分が含まれている。だから、平均利潤が材木から支払われえ、しかも多大の超過分が地代の形態で森林所有者に帰属しうる。¹⁾

みられるように、これは採取的林業生産にかぎった議論である。一言しておきたいところである。

第三は、小論ではこれまで位置の差による差額地代をまったくとりあげてこなかったという点についてである。林業では、位置の差による差額地代がことさら重視される傾向がある。その理由は、林業は最初は採取的林業からはじまって、その土地の位置が市場からずっと遠くなった時点で育成的林業が加わったという発展経緯をもつからだ、といわれている。しかし、そういう発展経緯なら、ずいぶん昔のことかもしれないが、農業が歩いてきた道でもある。そう考えれば、何もそのことによって林業地代のとりあげ方を農業地代と区別する必要はない。農業地代の研究がそうであったように、林業地代も差額地代は豊度の差で検討されれば十分である。とりたてて位置の差による地代を問題にしなかった理由である。

第四は、旧稿「価値法則、価値の分割法則と地代」（島根大学『経済科学論集』第4号、1978）で明らかにした、地代分析における「価値法則」および「価値の分割法則」の堅持ということについてである。この立場にたった農業の差額地代論、絶対地代論の展開は、やはり旧稿「労働実体を欠く価値の存在と差額地代」、そして「マルクス絶対地代論の展開方法」（島根大学『経済科学論集』第5号、1979、および創刊号、1975）ではたしているが、これまでの論述が——対象が林業になってはいるものの——結論的にはこれと同じで、二つの法則にふれていないことは容易に知れるであろう。

1) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第3部下、1082～3頁。同旨の箇所は、同、1088頁、マルクス『剰余価値学説史』、『マルクス＝エンゲルス全集』、大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、第26巻Ⅱ、323～8頁など。

5 む す び

高橋七五三『林業経済の基礎理論』（理論社、1956）は、表現の仕方はちがうが、採取的林業と育成的林業との共存下における差額地代を研究している。そして、前者に生ずる地代を次のように規定している。

「これは同一面積に同一資本が投下されて異った生産特がえられるという、いわゆる差額地代——豊度の相異からもたらされる差額地代——とは異なる。しかし、とに角超過利潤が固定化している。だから差額地代といえるであろう。……だから、それはマルクスが本来的な差額地代の前にのべた一般的概念における差額地代と称することができるであろう。¹⁾」

「本来的な差額地代」ではなく「一般的概念における差額地代」とされる理由は、「同一面積に同一資本が投下されて異った生産物がえられる」ということにはなっていない点にもとめられている。しかしながら、上來みてきたように、これは少し見方をかえれば、「同一面積に同一資本が投下されて異った生産物がえられる」ことと同じであり、したがってそこに生れる地代は、決して「一般的概念における差額地代」ではなく「本来的な差額地代」である。この見解に対しては、小論が展開したような、両林業生産の統一的把握を可能にする理論的処理の欠如が指摘されなければならないのである。²⁾

石渡貞雄『林業地代論』（農林統計協会、1952）は、以下のような議論をおこなっている。

「（人工造林は——引用者）資本の回転期間が無類に長期なのだ。大体8、90年が平均で、早くても50年である。これは簡単にいえば、人工造林の資本の有機的組成が甚だ低位であるに拘わらず、実質上経済的には無類の高度な資本の有機的組成と同一意味をもたせてしまうのである。…… $160C + 40V + 40M$ の資本構成と剰余価値率の資本が、80年に唯の一回しか回転しないとすれば、利潤は40だけで、さきの資本（同じ額が毎年一回の回転で80年経た場合の資本——引用者）の場合に比較すると実に0.012しかないのである。逆にいえば80分の1しかないのである。勿論人工造林の場合は、資本の有機

的組成が低いので、同一資本の剰余価値も大きく利潤率も高いことは明らかでも、資本の回転率のこの無類の長期性もつこの傾向を決して打ち消すことは出来ない。しかし人工造林も造林資本である限り平均利潤を要求することは勿論である。この場合、人工造林が平均利潤をえなければ、即ち最劣等地での立木を生産価格で販売しなければならぬとすれば、どういうことになるか。80年間の一回転にしろ投下資本は $160C + 40V = 200$ でしかない。一年で換算すると、…… $160C + 40V + 40M$ となる資本が平均的な資本であり、それゆえ年利潤率40%が平均利潤であるとすれば、 $160C + 40V$ の資本が80年に一回転してゆく場合に得なければならぬ利潤は40ではなく3,200でなければならぬ。……立木の真実の価値は $160C + 40V + 40M = 240$ でなければならぬ。しかし立木価格が生産価格でなければならぬとすれば、立木価格は $160C + 40V + 3200M = 3400$ の大きさになる。立木価格3400は立木価値240より3160も高くうらねば、人工造林では平均利潤が実現しない理となる。³⁾

これは絶対地代を論じているところでの文章ではないが、事実上、絶対地代の成立を否定したものである。造林資本が毎年20%（引用文では40%となっているが20%である）の利潤を80年間にわたって得るはずだという考え方がいたらしめた結論である。しかし、すでに詳論したように、そのようなことはありえない。いかに資本の回転時間がながかろうと、資本が利潤を得るのはその期間が完結する一回だけである。したがって利潤額は決して多額にはならず、絶対地代は林業でも成立するのである。⁴⁾

- 1) 高橋七五三、前掲『林業経済の基礎理論』、242頁。傍点——原文。
- 2) 同氏は後にこの見解を少し修正して、「この差額地代といえども自然の豊度からもたらされたものとみなければならぬ」（高橋七五三「資本制林業地代論の構造」、山田盛太郎編『日本資本主義の諸問題』、未来社、1960、155頁）としている。しかし、それはそういうための説明——二つの生産過程は土地豊度の差異に抽象しようという小論の示した説明——がないため、単に言葉だけの修正にとどまっている。どこに「自然の豊度」が原因になって地代を生じているのか、まったくわからないままである。「一般的概念における差額地代」という規定が依然として修正されずに残されているのは、その帰結である。

これに関連した他の見解をとりあげると、採取的林業と育成的林業とを差額地代研究において統一的に把握することは、高橋氏のあとには困難なことと思われたのか、林業地代論の展開をそのうちのどちらか一方だけに対象を限定して行なうという考え方があらわれている。たとえば、北川泉「林業地代論の再検討」、『林業経済』、138号、1960、37～8頁、は育成的林業生産だけに地代研究の場をもとめようとしているし、鈴木尚夫『林業経済論序説』、東京大学出版会、1971、91頁、はその反対に採取的林業だけにそれを限ろうとしている。ともにそれなりの理由がつくわけであるが、現に採取的林業と育成的林業とが共存していて、後者との比較において前者に地代が生れているとすれば、これらは何の役にもたない。やはり、小論が示したような理論的処理の欠如が指摘されなければならない。

- 3) 石渡貞雄、前掲『林業地代論』、143～5頁。
- 4) したがって、石渡氏の見解を基本的のみとめつつ、そのうえでなお、林業労働の価値多産性を主張し、絶対地代をみようとする見解も正しくない。常盤政治「林業地代論の一考察」、『三田学会雑誌』、第46巻第3号、1953、および鶴嶋雪領「林業地代論の一考察」、『経済論叢』、第22巻第6号、1953、などがそうである。